

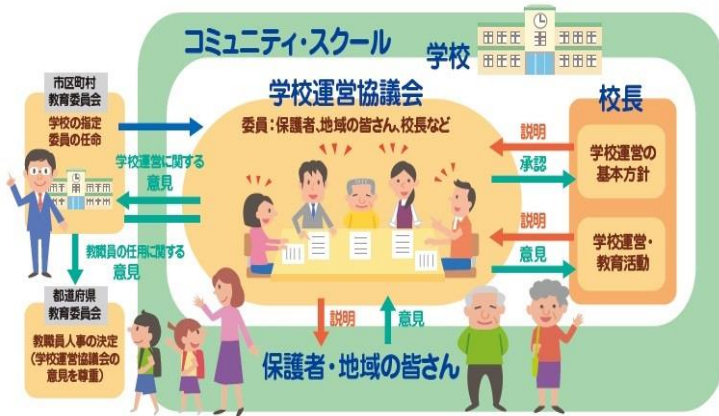
～地域と一体となって子供たちを育む、 地域とともにある学校づくりを目指して～

令和2年度 志木市立小・中学校

コミュニティ・スクール



実践事例のホームページ御案内について



12校の学校の取組が見ることができます。

○QRコード



○URL

<https://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/59,104262,163,640,html>

文部科学省『コミュニティ・スクール2016』より（一部修正）

☆コミュニティ・スクール（学校運営協議会）って何だろう。

学校運営協議会委員は、教育委員会により任命されます。委員は、学校運営の基本方針とともに考える（校長の作成する学校運営基本方針の承認）ことや地域の力を学校運営に生かすなどの役割と責任が求められます。

「自分たちの学校」という当事者意識を持ち、「目指す子供像」の実現のため、協議会では、納得いくまで協議するとともに、学校と地域の連携・協力の促進を図り、学校の教育活動をより良いものにしていきます。



■協議会の委員（10名以内） 志木市学校運営協議会規則より

- 保護者
- 通学区内居住者
- 卒業生
- 校長
- 教職員
- 学識経験者
- 対象学校の運営に資する活動を行う者
- その他教育委員会が適当と認める者

～志木市の子供たちのために、今後とも、御協力をどうぞよろしくお願いします～

お問い合わせ：志木市教育委員会 学校教育課 電話 473-1111（内線3122）